

復興と知財 in ふくしま (その2) 福島知財戦略推進計画



会員 佐藤 辰彦

要 約

福島県は2022年2月に福島知財戦略推進計画を策定し4月から実施を開始している。知財活用に向けた動きが加速された契機は2017年に福島県郡山市で開催された全国初の日本弁理士会の「知財広め隊」第1回のセミナーである。地域での知財活動の最新事例として本計画を紹介し、地域の知財活動支援の弁理士会並びに弁理士の役割と課題を提言する。

目次

1. はじめに
2. 背景と経緯
3. 計画の内容
4. 本計画の特徴
5. 福島県総合計画との関係
6. 他県の動向
7. 地域の成功事例
8. 弁理士会の課題
9. まとめ

2. 背景と経緯

パテント誌 (Vol.74 No.4) に既掲載の「復興と知財 in ふくしま」で本計画に至る経緯については、計画策定前までは紹介済みであるが、その後の動きを踏まえて概略の紹介を行う。

(背景)

福島県の工業品出荷額は東北首位であり、県内中小企業は優れた技術を有するものの、約6割はいわゆる下請け型企业である。「脱下請け」「価格決定権の獲得」を目指し、自社製品を有する開発型・提案型企业への転換が必要な状況にある。

他方、震災・原発事故を克服するために、国は国家プロジェクトとして震災被害地域に国際研究産業都市を創る「福島イノベーション・コースト構想」⁽⁴⁾の実現を目指している。このため、新規技術の実用化開発予算や、再生可能エネルギー、ロボット、医療関連産業等の新たな分野に参入するための研究開発補助等が手当てされている。また、この地域の産業基盤の回復を支援する国際教育研究拠点⁽⁵⁾づくりが目指されている。

(契機)

知財活用に向けた動きが加速された契機は2017年7月19日に福島県郡山市で開催された日本弁理士会(以下、弁理士会)の「知財広め隊」第1回のセミナー⁽⁶⁾である。2018年2月に郡山市が弁理士会と支援協定を締結する。特許庁は「知財広め隊セミナー」を契機に全県的に盛り上がってきている知財に対する関心をさらに促進するため「福島知財活用プロジェクト」を立ち上げ、地域における知財活用モデル(「福

島モデル) 作りを目指した。弁理士会は2018年度に「福島プロジェクトワーキンググループ」を組織し、中級知財人材育成のための知財塾と地元企業のニーズにあった企業の特許情報で探してマッチングする「課題解決型マッチング」事業を立ち上げた。

(震災復興10年後に向けての議論)

2019年度から特許庁はビジネスプロデューサー派遣事業を福島県で推進するため、福島県の産学官に加えて金融、士業、マスコミのリーダーを委員とする有識者委員会(委員長:福島大学伊藤宏副学長)を組織した。同時に、有識者委員会のメンバーが属する各セクターの実務者による知財活用勉強会が行われた。

そこでは、知財活動の「全県での政策立案と運営を仕切る機能不足しているため、効率的な活動になりにくい状況にある。一応、連絡会議のような組織はあるものの、全県的な地域ネットワークが未成熟で、かつ、それを統括する機能が不足している。」ことが共通認識となり、その打開策を検討した。

福島県は、2021年には震災10年後の新たな総合計画を策定中であつたので、有識者委員会及び知財活用勉強会は、その中に、知財活用のあり方や方針を織り込めるように検討し提言することとなった。

(議論の論点)

福島県は2005年に弁理士会と支援協定を締結⁽⁷⁾し、「うつくしま ふくしま知的財産戦略」⁽⁸⁾を策定した。しかしながら、その後、これらについての具体的な施策の策定と実行がなされていなかった。その理由は、知財活用についての施策の策定担当の所在が明確でなく、かつ、その実施についてのルールがないことが指摘され、これを改革するためには、これを担保する条例が必要ではないか、また、知財活用を持続的に支援するためには、そのような機能を果たせる組織を作る必要があるのではないか、などの議論がなされた。

知財活用勉強会では、青森県が平成21(2009)年に知財条例⁽⁹⁾を制定し、発明協会と県とが一体となった知財支援センター⁽¹⁰⁾を創設し県内企業の開発・知財化・事業化を進めていることを、参考事例として検討を進めた。

2021年2月に、福島県は、今後の知財戦略推進のために新設の「ふくしま知財戦略協議会」の構想を公表し、震災10年後の新たな総合計画や産業プランに基づく具体的なアクションプランをこの協議会で策定する方針を明らかにした。この協議会は、アクション

プランの策定に係るセクターとして、産学官、金融、士業、マスコミに加えて市町村レベルの地域自治体も含めることとなった。

2021年8月に「ふくしま知財戦略協議会」⁽¹¹⁾が立ち上がり、その下部機関として福島県の関係機関の実務者からなる「知財支援連絡会」において毎月検討を進めた。前年度までの有識者委員会での議論をレビューしながら、これらの課題を解決するための方策として「福島県知財戦略推進計画」の案が作られた。計画案は3度の大きな見直しを経て2022年2月の協議会において成案が得られた。

その間、県議会でも2021年6月、議員の勉強会で「知財を活用した福島の復興と創生」が取り上げられ、その勉強会に参加された議員から県議会で県の知財戦略推進に関して一般質問が行われるなど、政界でも強い関心が示された。

2021年3月に、郡山市に続いて、白河市と福島市が知財活動の支援に関する協定を弁理士会と締結した。

3. 計画の内容

(基本方針)

本計画の基本方針は、①事業戦略・知財戦略と標準化戦略を合わせた総合知財戦略の推進②イノベーション創出による知財の活用促進と企業競争力向上③知財に係る意識啓発・人材育成④研究開発段階から知財活用を見据えた、事業化に至るまでの一貫した支援体制の構築である。

本計画では福島県と福島県発明協会が一体となり知財に係るワンストップの総合相談窓口として「ふくしま知財戦略支援センター」を設置し本計画を推進する、目標達成度合いを評価する評価指標 KPI を設定し進捗を確認する、PDCA(計画)(実行)(評価)(改善)サイクルを効果的に回すことで、評価・検証を行い公表する、県内の産学官金士言の取組を設定し適時見直すとしている。

地域行政で評価指標 KPI を設定し進捗を確認する、PDCA サイクルを効果的に回すことを計画に明示して取り組むことは、実施の責任を明確にし、その成果を達成する意思を表明したもので画期的なものとなった。

本計画により福島の将来の産業育成のための知財戦略の指針が明確になったことで、福島の復興創生が促進されると期待される。全国的に見てもない他県に誇れる先進的な計画になった。

その前文で、①人口減少・少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少、AI・IoT、DX など情報技術の進展と産業の国際競争の激化等により、県内企業の経営環境は大きく変化していること、②東日本大震災と原子力災害や、地球温暖化対策とSDGsの取組など社会・経済情勢の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、社会全体が「ニューノーマル（新たな日常）」へ大きく変革していること、③このような中、県内企業が生き残り、発展していくためには、より付加価値の高い新技術・新製品の開発や新分野への進出など、時代を見据えスピード感を持った事業改革を進めるとともに、知財戦略を推進し、収益力をつけていくことが重要と指摘している。

しかし、県内における知財活用の現状を見てみると、全般的には、必ずしも活発であるとは言い難いこと、その理由は、県内企業の知財の取得や戦略的活用に対する理解に課題があること、各種支援が十分でないとの認識があること、資金・人材不足が生じていること等が要因であることを指摘している。

これを打開するためには、①質の高い先進的な研究開発を数多く生み出していくことやブランド化を進めること、②開発型・提案型企业への転換を目指すとともに、世界的な競争力のあるグローバルニッチトップ企業の創出や再生可能エネルギーやロボットなど成長産業の育成・集積を推進すること、③本県の製品やサービスについてブランド化を進めるための戦略を立てるとともに、with コロナや脱炭素、SDGsに対応した製品等の開発をし、Society 5.0、AI・IoT、DXを踏まえ、知財戦略をフル活用した競争力ある企業への転換・育成が必要であり、その際、自社の競争資源だけでなく他社の競争資源も活用するオープンイノベーションの戦略が重要であるとしている。

(計画概要)

本計画の具体的な方針は①総合知財戦略の推進②活用促進③意識啓発・人材育成④支援体制の構築である。

①「総合知財戦略の推進」では「事業戦略・知財戦略と標準化戦略を合わせた総合知財戦略の推進」と「価値デザイン経営の理解促進、普及啓発」を取り上げている。

②「活用促進」では「イノベーションの創出、知財の活用促進」「地域資源のブランド化の促進」「海外展開のための外国出願支援、冒認商標対策、模倣品対策支援」を取り上げている。

③「意識啓発・人材育成」では「知的財産の意識啓発」「知財人材育成の推進」を取り上げている。

④「支援体制の構築」では「ふくしま知財戦略支援センターを中核とした知財総合支援の実施」「広域連携産業支援ネットワークの構築」を取り上げている。(注目すべき点)

この中で注目すべきは「事業戦略・知財戦略と標準化戦略を合わせた総合知財戦略の推進」と「価値デザイン経営の理解促進、普及啓発」である。前者では、企業の利益を最大化するためには、競争力優位の状態を長く維持するための戦略が重要との認識のもと、新製品開発等を行う事業戦略策定時において、開発成果のオープン戦略やクローズ戦略などの複数の知財を複合的に活用する知財ミックス戦略に加え、標準化戦略を組み合わせた総合知財戦略が必要とした点である。さらに、有用な知財を開発しても自力で販路開拓・市場形成を推進することは困難であるとの認識のもと、開発した製品をどのように販売していくのかという出口戦略が必要であることを明確にしている。

後者では中小企業が生き残り、より一層発展していくためには、世界が求める優れた製品・サービスの開発に加え、社会における自社のあるべき姿を明確化させ、将来から現在を逆算することで現状認識を図ることが必要であるとの認識のもとで、自社の変革課題を深掘りする「価値デザイン経営」を取り入れ、顧客訴求力を高めつつ、企業価値の再構築・再展開を図るとしたことである。これらは地域の産業が直面している課題を解く方策を明示している点で先進的である。

また、「知的財産の意識啓発」でもビジネスや経営における知財の重要性への気付きを促すため、知財マネジメント研修による経営デザインシートを活用した知財ビジネス価値評価や、海外展開時の知財活用及び知財リスク等について普及・啓発を行っていきとしており、一歩踏み込んでいる。

4. 本計画の特徴

(活動主体と役割の明示)

本計画では、福島県の知財戦略に関係する機関・組織をふくしま知財戦略協議会のメンバーとして網羅し、それぞれの役割を明確にしたことである。特に、県内の市町村の長を組織する市町会および町村会をメンバーとしたことは、他県には前例がないと思われる。

本計画では県自体が推進主体と位置付けられ、これ

まで県内の知財活動を推進してきた(一社)福島県発明協会と一体となり「ふくしま知財戦略支援センター」を設置・運営することとし、本推進計画を推進する。「ふくしま知財戦略協議会」の会長も県の商工労働部長が就任する建付けとなっている。本協議会に参加している具体的な組織は、別表1の通りである。

県は、①知財の戦略的な取得・活用に向けた支援、②支援体制の強化、③技術開発・人材育成、④適切な助言・指導、⑤県産品のブランド力の強化、⑥農林水産分野における戦略的な品種・技術の開発と知財の取得・活用を行う。

関係機関としては、(一社)福島県発明協会、支援機関、弁理士会東北会、金融機関、市町村、高等教育機関(大学、高専)、企業・事業者、報道機関をあげてその役割を規定し、それぞれの機関が県と連携して知財戦略を推進することを求めている。

(実施計画と予算)

もう1つは、県としての知財戦略の推進のために実施すべき計画を策定し、その計画の実施機関を明確にしたことである。令和4(2022)年度の実実施計画の概要は別表2の通りである。当然、実施計画には資金的裏付けが必要で、県予算として要求し県議会の承認が得られた。知財関係予算は112,883千円で、その前提

をなす開発支援が6,432,104千円、創業支援が601,050千円である。

5. 福島県総合計画との関係

(本計画との関係)

本計画は、県が2021年に策定した総合計画の部門別計画である「福島県商工業振興基本計画」の個別計画として知財に関する政策の展開方向を示すものである。本県における産業の発展を支える知財の創造・保護及び活用の「知的創造サイクル」確立に向けて策定された。

「総合計画」は2022年から2030年までの福島県の運営指針であり、これを踏まえて各分野別の計画が策定されている。国は2020年6月の福島復興再生特別措置法の改正(2021年4月施行)を受け「福島復興再生基本方針」を改定し、これに基づいて県が2021年から2025年までの震災後の福島復興と再生を目指す「福島復興再生計画」を策定し、2021年4月9日、内閣総理大臣が認定した。「福島復興再生計画」は、福島復興が中心であるが新たな産業の創出・産業の国際競争力の強化を目指している。そして、「福島復興再生計画」を実行するために、「公益社団法人相双復興推進機構(官民合同チーム)」と「公益財団法人

表1 ふくしま知財戦略協議会

区分	所属等諸々
産	福島県電子機械工業会
	一般社団法人福島県情報産業協会
	福島県鉄工機械協同組合連合会
学	アカデミア・コンソーシアムふくしま
官	福島県商工労働部
	福島県ハイテクプラザ
金	一般財団法人福島県銀行協会
言	福島民報社
	福島民友新聞社
支援機関	福島県よろず支援拠点
	公益財団法人福島県産業振興センター
	日本貿易振興機構(JETRO)福島貿易情報センター
	一般社団法人福島県発明協会
	福島県インキュベーション施設ネットワーク協会
弁理士	日本弁理士会東北会
市町村	福島県市長会
	福島県町村会

福島イノベーション・コースト構想推進機構」(以下、イノベーション・コースト機構)が多くの国家予算を使って活動をしている。

(総合計画の狙い)

「総合計画」は県民の人・しごと・暮らしの「将来の姿(ビジョン)」を策定し、その実現を目標として

いる。人も暮らしも「しごと」があって、生活の基盤が安定していることが前提となる。生活基盤の柱は経済であり、安定した経済基盤なくして人の成長も暮らしもない。そして、地域の経済的資源を基礎として持続的に成長できる地域が経済を創ることを踏まえて将来を語る事が不可欠である。

表2 令和4年度知財関連事業

	事業名	取組主体
1	ひとつ、ひとつ、実現するものづくり企業支援事業(ふくいるキラリプロジェクト)	福島県産業振興課
2	ひとつ、ひとつ、実現するものづくり企業支援事業(中小企業販路開拓等支援事業)	福島県産業振興課
3	ひとつ、ひとつ、実現するものづくり企業支援事業(ハイテクプラザ巡回開発支援事業)	福島県産業振興課 福島県ハイテクプラザ
4	事業戦略・知財戦略等構築支援事業	福島県産業振興課
5	知的財産普及啓発・人材育成事業	福島県産業振興課
6	広域連携産業支援ネットワーク構築事業	福島県産業振興課
7	価値デザイン経営推進事業	福島県産業振興課
8	ふくしま産業応援ファンド	福島県産業振興課 (公財) 福島県産業振興センター
9	知的財産活用推進事業	福島県産業振興課 (一社) 福島県発明協会
10	特許等調査・出願経費助成事業	福島県産業振興課 (公財) 福島県産業振興センター
11	スタートアップふくしま創造事業	福島県産業振興課
12	イノベーション創出プラットフォーム事業	福島県産業振興課
13	地域復興実用化開発等促進事業	福島県産業振興課
14	福島イノベーション・コースト構想重点分野等事業化促進事業	福島県産業振興課
15	「売れるデザイン」イノベーション事業	福島県県産品振興戦略課
16	商品等需要開拓事業	福島県県産品振興戦略課
17	新品種育成事業	福島県農林企画課
18	オリジナル品種開発導入事業	福島県農業振興課 福島県農業総合センター
19	福島県産農産物競争力強化事業(研究)	福島県農業振興課 福島県農業総合センター
20	福島イノベ構想に基づく水産業先端技術展開事業	福島県水産課、福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所、福島県内水面水産試験場
21	福島イノベ構想に基づく農業先端技術展開事業	福島県農業振興課 福島県農業総合センター
22	福島イノベ構想に基づく林業先端技術展開事業	福島県森林計画課 福島県林業研究センター
23	知財総合支援窓口運營業	(一社) 福島県発明協会
24	中小企業等外国出願支援事業(経済産業省補助金)	(公財) 福島県産業振興センター
25	特許等特例適用のための証明書発行	(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構
26	外国出願支援事業	日本貿易振興機構福島貿易情報センター(ジェトロ福島)
27	模倣品対策支援事業	日本貿易振興機構福島貿易情報センター(ジェトロ福島)
28	防衛型侵害対策支援事業	日本貿易振興機構福島貿易情報センター(ジェトロ福島)
29	冒認商標無効・取消係争支援事業	日本貿易振興機構福島貿易情報センター(ジェトロ福島)
30	海外知財情報の発信及び予防的取組	日本貿易振興機構福島貿易情報センター(ジェトロ福島)
31	日系スタートアップの海外展開支援事業	日本貿易振興機構福島貿易情報センター(ジェトロ福島)

2021年に策定された「総合計画」「福島復興再生計画」の分野別計画である「福島県商工業振興基本計画」と、これに関連する「イノベーション・コースト構想第2期復興・創生期間」と本計画とが福島の産業経済の復興創生を実現するためのものである。

本計画の基本目標は「企業・県民が知財戦略の活用にチャレンジし、その強みを生かして共創し、新たな境地を切り拓くことで、雇用を生む事業・産業がスパイラル状に大きく成長・集積するエコシステムを構築し、知財による地域づくりを行う『知財立県ふくしま』を創造する」ことにある。

6. 他県の動向

本計画の下敷きとなった青森県では、平成21(2009)年3月に知財条例を制定し、知的財産に関する相談窓口として同年4月に青森県知的財産支援センターを開設し、弁理士会と協定を結んでいる。青森県は特許出願件数が全国最下位から平成30(2018)年に福島を抜き東北2位(全国32位)に躍進している。青森県の躍進は、知財条例を制定して県民をまとめ、県の産業振興部門と発明協会とを一体化した「知財支援センター」を作り、知財イノベーションを推進してきたこと、有力な特許出願件数の多い企業を誘致したことにある。県としても知事を中心に司令塔となる「産学官金ラウンドテーブル」を作り、その作業部会として産学金支のタスクフォースを作って全县をあげて活動している。

7. 地域の成功事例

(鶴岡の奇跡)

山形県鶴岡市に世界的なバイオ研究開発拠点「鶴岡サイエンスパーク」ができ、これは「鶴岡の奇跡」と言われている。これは市が誘致した慶應義塾大学先端生命科学研究所IABを中心にした、我が国唯一と言われる有力なバイオクラスターを指す。ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ社HMT(2003年)、スパイバー社(2007年)、モルキュア社(2013年)、サリバテック社(2015年)、メタジエン社(2015年)、メトセラ社(2016年)等のベンチャー企業が創業している。HMTは東証マザーズに2015年に上場。スパイバー社は慶大学生が開発した新規の「人工合成クモ糸」のメーカーで時価評価1000億円を超えるユニコーン企業として注目されている。

鶴岡市への経済波及効果は、年間30.77億円にのぼると推計され、約500人の雇用効果があり、鶴岡市への訪問者数も年間3,000人規模で、増加傾向。研究者は270人(うち市内常住者130人)で、就業者に占める研究者の割合は0.2%で東北地域都市では第3位といわれている。

ここまで来るのに20年がかりである。1999年に慶大と山形県、庄内地域市町村が協定を締結し、2001年にIABが鶴岡市に開設されたのが端緒で、その間、鶴岡市と山形県のIABへの財政的支援は、総額約170億円(市・約69億円、県・約101億円)にのぼる⁽¹²⁾。

「鶴岡の奇跡」は、18年間市長を務めた富塚陽一氏と、3名の民間人の力であると言われている。42歳で参画し初代IAB所長となった富田勝氏、ベンチャー事業を進めたVCの大滝義博氏、元日経バイオテク編集長の宮田満氏の名が挙がっている。

8. 弁理士会の課題

(地域の課題)

弁理士会は、2022年から福島県の知財戦略推進に東北会が担当して支援することになった。しかしながら、東北6県は広域で弁理士の数が少ないため、会員は自県の支援活動で精一杯な状況にある。福島県においても実際に地元で活動している弁理士の数は数名に過ぎない。このような状況は、会員の少ない他の地域会も同様である。かつて、弁理士会が弁理士の少ない青森県や大分県に派遣して支援した取り組みがある。このような制度を再考すべきではないか。

(本会の取組の課題)

弁理士会は2002年の小泉元首相の「知財立国宣言」以来、各年度の役員会は地域での知財活動を支援する事業を展開してきている。役員会の構成が変わるたびに新規事業を立ち上げてチャレンジすることは評価できるが、中長期的に地域の知財活動を活性化する方針や計画が策定されていないため、努力の甲斐ほど効果が上がっていないように見える。そのためには、本会の地域支援を担当する経営支援センターが中心となり、中長期的なビジョンと計画を策定すべきではないか。

(弁理士の課題)

日本の将来のため、地域における産業おこしは地域が生きのびるために不可欠である。そのために、各地域は必至で取り組んでいる。その中で、知財を活用することが大きな起爆剤になると期待されている。そし

て、特許庁の調査⁽¹³⁾では、知財戦略の推進のためには弁理士が最も信頼され期待されていると報告されている。この信頼と期待に応えられるように、弁理士は取り組むことが必要ではないか。

地域で知財が各取組みの役に立つためには、研究開発から知財化、更にはその知財を事業に結びつけるまで一貫して支援する体制が求められる。しかしながら、これらを全て賄える弁理士は極めて少ない。そのためには、会はそれぞれのステージで活躍できる専門家を育て、フォーメーションを組んで支援する形を目指すべきである。また、支援のためには中小企業診断士や他士業との連携が求められているが、これまでは他士業とは会レベルの交流にとどまり、具体的な業務での提携は個人的な活動によるものとなり、一貫通貫で支援できる体制を整えて活動しているケースは少ない。弁理士会としてはコンサル委員会を設けて人材育成に努めてきているが、業務として成り立つ会員は未だ少ないと見える。

会は地域の知財活動支援のための人材育成のあり方を見直すべきでないか。

9. まとめ

本計画策定はその経緯を見ると、弁理士会の「知財広め隊」の第1回の郡山セミナーが契機で県が動き、市が動き、特許庁が動いた成果である。

これまで、地域発で地域の知財活動を推進することは全国的に見ても少ない。知財立県を称しているのは、大分、埼玉、愛知などである。これらの多くは県主導で、多くは県知事の意向を踏まえて県が動く形で進められている。その点で福島は、弁理士会がその起点となった点で、会の努力が実った形と言える。

その背景には、本計画でも強調しているように、ビックデータ、AI、IoTによる第4次産業革命が進み、日本は少子高齢化、脱炭素への動きに加えてウィズコロナによるニューノーマルの生活などで、これまでのあり方が大きく変わるパラダイムシフトが起こっていることが挙げられる。想定外に早く、数年後には、良くも悪くも、地域が変わり、町が大きく変わると予想される。その点で地域での創生は待ったなしの状況にあり、それが県行政を動かしたと言える。

これまでの延長上で事業や産業を考えることでは済まない時代である。そこでは、この新しい舞台の上で

うまく踊れるプレーヤーになれるかどうか、今は先に想定される舞台の仕掛けをよく考えて目指す分野をイメージし「なにが求められるものになるか」を考えてスタートする時期である。実現すべき新たな価値観に基づく社会システムのコンセプト（構想）を提案するコンセントドリブン型（構想先行）の福島を作ることが求められる。

しかしながら、コロナ禍に加えてロシアのウクライナ侵攻という大きな国際情勢の変化が、将来の展望を一層難しくしている。

本計画の狙いは、知財を起爆剤として地域の事業・産業を育成するとともに、再生可能エネルギーやロボットなど成長産業の育成・集積を推進することにある。現在、福島はイノベーション・コースト構想を産業育成の基軸として、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の分野で新規産業の集積を狙って、多くのベンチャーを呼び込むための事業（Fukushima Tech Create）を展開している⁽¹⁴⁾。しかし、これらのチャレンジは、国内の地域間競争だけでなく、国際的な競争に勝てるかがポイントである。米中はこれらの開発産業を軍・官がかりで、日本の比ではない莫大な投資と研究者投入して進めている。

そのような仕組みのない日本では、この大きな競争の中での戦いに勝つのはなかなか難しいのではないかと。とするならば、日本が勝てる場所をいかに見つけるかが知財戦略の要になるのではないかと。そのためには知財の目利きの専門家が必要である。

地域では競争資源が少ないことが一層、地域産業の成長を難しくしている。そこでは他県から優秀な知財シーズを生み出すことができるタネを持ち込み、それを起点として成長させるしかない。鶴岡の事例は地域でもできることを示すもので他の地域を勇気つける。

このような地域の状況で、知財の専門家である弁理士の果たすべき役割は大きい。弁理士法第1条の使命条項にあるように、「弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」ことを思い致して、それぞれが地域の知財活動の支援が地域の将来を決めるとの認識で弁理士会も弁理士も取り組む時期である。

(注)

- (1) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/495475.pdf>
- (2) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/comprehensiveplan2022-2030.html>
- (3) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/sangyoupulan.html>
- (4) <https://www.fipo.or.jp/>
- (5) <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-21/20210202160535.html>
- (6) <https://www.jpaa.or.jp/new/hirometai-in-hukushima/> 日本弁理士会の第1回(2017年7月19日)及び最終回(2019年2月8日)の「知財広め隊セミナー in 福島」が郡山市(ハマツ)で開催。(2年間で全国108箇所)
- (7) 平成17年(2005年)7月6日に「知的財産の活用による産業振興施策への支援に関する協定」を締結。
- (8) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/29317.pdf>
- (9) http://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG00002571.html
- (10) https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/sozoka/chiteki_home.html
- (11) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/tizaisenryaku.html>
- (12) 大学技術移転協議会会報『UNITTE J: ユニット・ジェイ』第10号、2015年6月1日発行
- (13) 令和3年度特許庁調査報告書「スタートアップが直面する知的財産の課題に関する調査報告書」
- (14) Fukushima tech create 事業 <https://www.fipo.or.jp/ftc>

(原稿受領 2022.5.30)